

第 33 回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成 30 年 3 月 17 日（土）、ゆうちょ財団主催の「第 33 回 知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が、鹿児島市の「県民交流センター」を会場に開催されました。

講師は、「親なき後相談室」主宰の渡部伸氏が務められ、「障がいのある人の『親なきあと』お金の残し方と管理の仕組み」をテーマに、2 時間の講座が始まりました。

講師によると、講演会などで一番多く受ける質問が、「（障がいのある）子どものためにお金をいくら残せばいいですか」ということですが、この質問に対する講師の答えが、本日のメインテーマです。

「お金は（必要以上に）残さなくても大丈夫です。その代わり準備してほしいことがあります」

まず、お金で困らないための準備をどうするかですが、収入と支出がどうなっていくのか、将来の収支を把握します。

次に、「親なきあと」の子どもを生活を支える仕組みについて、具体的には、お金をどうやって残すのか、お金をどうやって管理するのかを説明していただきました。

お金の残し方については、遺言や信託の活用方法、お金の管理については、成年後見制度の活用が説明されました。成年後見制度については、一度後見が始まると途中でやめることはむずかしい、後見費用の負担などのデメリットもあるなか、後見制度利用のタイミングなど、自らの体験を交えて具体的に説明していただきました。

重要なことは、今ある法制度やサービスを子どもの生活能力に合わせて、うまく組み合わせるための準備をしっかりとしてほしいということが、本日の講座の結論です。

講座の最後に、講師が実際に関わった障がいがある 2 人の方の例を紹介していただきました。一人は親が残してくれた遺産があり、手厚い支援を受けることができるが、社会との接点がないためお金の使いようがない人です。もう一人はお金はないが、若い頃から作業所に通っていて社会との接点を持っているため、何か問題があると本人を支える人が集まる体制ができている人です。どちらが幸せなのかを考えさせられるお話でした。



平成 29 年度の金融教育支援員向けセミナーは今回で終了となりました。平成 30 年度は、4 月 15 日（日）、札幌市での開催からスタートします。多くの皆さんの参加をお待ちしています。